

市第27号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第 1 条 横浜市市税条例（昭和25年 8 月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第 5 項中「第 9 項」を「第14項」に改める。

第26条の 2 第 1 項の表中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 2 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改め、同条第 5 項を削る。

第29条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第29条の 4 の 2 第 1 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同条第 2 項中「又は各連結事業年度」を削る。

第33条の 6 第 4 項中「第66条の 7 第 4 項及び第10項」を「第66条の 7 第 5 項及び第11項」に改める。

第34条第 1 項ただし書中「よって」を「より」に、「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 5 号中「

寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第34条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第34条の4の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削る。

第41条第4項中「よって」を「より」に、「は」を「には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

第41条第9項中「第343条第9項」を「第343条第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項の規定に基づく政令で定める方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

第47条第2項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第3項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第4項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第54条中「所有者」の次に「（第57条の3の規定により申告すべき者を除く。）」を加える。

第56条中「よって」を「より」に、「第41条第8項及び第9項」を「第41条第9項及び第10項」に改める。

第57条の2の次に次の1条を加える。

第57条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 現所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人の住所及び氏名
- (3) 固定資産の種類及び所在地
- (4) その他市長が必要と認める事項

第58条第1項中「第41条第8項及び第9項」を「第41条第9項及び第10項」に、「よって所有者」を「より所有者」に、「又は」を「若しくは」に、「よって申告すべき」を「より、又は現所有者が前条の規定により申告すべき」に改める。

第87条第1項中「よって」を「より」に、「第469条第2項」を「第469条第3項」に改める。

第130条第2項中「第8項及び第9項」を「第9項及び第10項」に改める。

附則第7条及び第8条を次のように改める。

(寄附金税額控除の特例の対象となる請求権の放棄)

第 7 条 法附則第 60 条第 3 項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の同条第 1 項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

第 8 条 削除

附則第 9 条第 1 項中「、第 2 号及び第 6 号」を「及び第 5 号」に、「第 33 項、第 38 項、第 44 項、第 45 項並びに第 47 項」を「第 30 項、第 34 項、第 38 項、第 39 項並びに第 41 項」に、「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3、第 61 条第 1 項又は第 62 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「、第 61 条第 1 項又は第 62 条」を加え、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「同項第 6 号」を「同項第 5 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改

め、同項を同条第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第12条第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第13条の3の3を次のように改める。

(新築認定長期優良住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の3の3 法附則第15条の7の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から令和4年3月31日までの間に新築された同条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。次条、附則第13条の7第1項及び附則第13条の8第1項において同じ。）で法附則第15条の7第1項の規定に基づく政令で定めるものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この条及び附則第15条の9の2」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「次項又は次条」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する次項」と、「この項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第2項中「次条第1項、第3項又は第4項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅」とあるのは「当該住宅」と、「住宅にあってはこの項」とあるのは「住宅にあっては条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、

「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「() にあつてはこの項」とあるのは「() にあつては同条第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「条例附則第 13 条の 3 の 3 第 1 項において読み替えて準用する前 2 項」と、同条第 4 項中「前項」とあるのは「条例附則第 13 条の 3 の 3 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「第 1 項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する第 1 項」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条中「同項又は同条第 2 項」とあるのは「次条第 1 項において読み替えて準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項」と読み替えるものとする。

附則第 13 条の 3 の 4 第 1 項中「（法附則第 15 条の 6 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第 13 条の 7 第 1 項及び附則第 13 条の 8 第 1 項において同じ。）」を削り、「前条において」を「前条第 1 項において読み替えて」に改め、同条第 2 項中「前条において」を「前条第 1 項において読み替えて」に改める。

附則第 13 条の 7 第 1 項、第 13 条の 8 第 1 項、第 13 条の 8 の 2 第 1 項及び第 13 条の 8 の 3 第 1 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 13 条の 9 第 1 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3

月31日」に改める。

附則第16条の6第3項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

第33条の6第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に、「よって」を「より」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「第3項」を「第2項後段」に、「同条第22項」を「同条第34項」に改め、同条第3項中「よって」を「より」に、「その連結事業年度開始の日から6月」を「その事業年度開始の日から6月経過日（同項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日まで」に、「当該連結事業年度開始の日から6月」を「当該事業年度開始の日から6月経過日の前日まで」に改め、同条第4項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第5項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第6項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「

第34項又は第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に改め、同条第8項中「第321条の8第44項」を「第321条の8第54項」に改め、同条第10項中「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「第321条の8第46項後段」を「第321条の8第56項後段」に、「第75条の4第1項」を「第75条の5第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第11項中「第321条の8第47項」を「第321条の8第57項」に、「第321条の8第4項、第19項若しくは第23項」を「第321条の8第31項若しくは第35項」に改め、同条第12項中「第321条の8第53項」を「第321条の8第63項」に改め、同条第13項中「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に改め、同条第14項中「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に改める。

附則第9条第1項中「第61条第1項又は第62条」を「第63条第1項又は第64条」に改め、同条第13項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

（横浜みどり税条例の一部改正）

第3条 横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）の一

部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは各連結事業年度」を削り、「第 312 条第 3 項第 4 号」を「第 312 条第 3 項第 3 号」に改める。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年 6 月横浜市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち横浜市市税条例第 34 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に 1 号を加える改正規定を削る。

附則第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中横浜市市税条例（以下「市税条例」という。）第 29 条及び第 34 条第 1 項の改正規定並びに市税条例附則第 7 条及び第 8 条、第 13 条の 3 の 3 並びに第 13 条の 3 の 4 の改正規定並びに第 2 条中市税条例附則第 9 条の改正規定並びに次項及び附則第 12 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中市税条例第 21 条第 5 項、第 26 条の 2 及び第 29 条の 4 の 2 の改正規定、第 2 条中市税条例第 33 条の 6 の改正規定並びに第 3 条の規定並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という

- 。) 第29条及び第34条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の4第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第34条の4第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の市税条例及び横浜みどり税条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「令和4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（令和4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が2号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。
- 5 2号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び2号施行日前に開始した連結事業年度（令和4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下こ

の項において同じ。) (連結子法人の連結親法人事業年度が 2 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人の市民税については、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正前の市税条例及び横浜みどり税条例の規定は、なおその効力を有する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第 41 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第 41 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 施行日前に新条例第 57 条の 3 に規定する現所有者であることを知った者については、第 1 条の規定による改正前の市税条例 (以下「旧条例」という。) 第 54 条の規定は、なおその効力を有する。
- 10 新条例第 57 条の 3 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 11 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された旧条例附則第 9 条第 3 項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 12 新条例附則第 13 条の 3 の 3 の規定は、令和 3 年度以後の年度分

の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

第 1 条 関 係

（市民税の納税義務者等）

第 21 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 26 条の 2 第 1 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第 33 条の 6 第 7 項から第 14 項 9 項までを除く。）の規定中法人に関する規定を適用する。

（法人の均等割の税率）

第 26 条の 2 法人に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 （アからエまで省略） オ 資本金等の額（ <u>法第 292 条第 1 項第 4 号の 2</u> に規定する資 <u>法第 292 条第 1 項第 4 号の 5</u> 本金等の額をいう。以下この節において同じ。）を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が 10,000,000 円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（以下この表において「従業者数の合計数」という。）が 50 人以下	年額 50,000 円

のもの
(省 略)

2 前項に定める均等割の額は、その均等割の額に、法第 312 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間 若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号 連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連 結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号 の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を 12 で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(第 3 項及び第 4 項省略)

5 法第 312 条第 3 項第 3 号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 1 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第 312 条第 3 項第 3 号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(所得控除)

第 29 条 所得割の納税義務者に対しては、法第 314 条の 2 の規定に定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(法人の市民税の課税の特例)

第 29 条の 4 の 2 次に掲げる法人（法人税法 第 4 条の 3 に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）に対する各事業年度 又は各連結事業年度 における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が 5 億円未満又は 5 億円以上 10 億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度 又は各連結事業年度 の終了の日（法第 321 条の 8 第 1 項前段の規定（法人税法第 72 条第 1 項又は第 144 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度の開始の日から 6 箇月の期間の末日）の現況による。

(法人の市民税の申告納付)

第 33 条の 6 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法 第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項 又は第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項 又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項に規定するところにより、控除すべき額を同条第 1 項（同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）に係るもの

を除く。）、第 4 項、第 22 項又は第 23 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

（第 5 項から第 14 項まで省略）

（市民税の申告義務等）

第 34 条 第 21 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第 35 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定に^{より}_{よって}給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと第 314 条の 2 第 5 項併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第 317 条の 2 第 1 項ただし書に規定する寄附金税額控除額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者等」という。）については、この限りでない。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

(第 6 号から第 8 号まで及び第 2 項から第 9 項まで省略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書 / 扶養親族等申告書)

第 34 条の 3 (本文省略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書 / 扶養親族等申告書)

第 34 条の 4 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者^若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

(固定資産税の納税義務者等)

第 41 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

5 法第 343 条第 5 項の規定に基づく政令で定める方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

$\frac{6}{5}$ （本文省略）

$\frac{7}{6}$ （本文省略）

$\frac{8}{7}$ （本文省略）

$\frac{9}{8}$ （本文省略）

$\frac{10}{9}$ 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他法

第 343 条第 10 項
第 343 条第 9 項の規定に基づく総務省令で定めるものを含む。

）であって、その家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、その家屋に付合したことによりその家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、その取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合限り、その取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、その特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみ

なして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準の特例)

第 47 条 (第 1 項省略)

- 2 法 第 349 条の 3 第 27 項
第 349 条の 3 第 28 項 に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。
- 3 法 第 349 条の 3 第 28 項
第 349 条の 3 第 29 項 に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。
- 4 法 第 349 条の 3 第 29 項
第 349 条の 3 第 30 項 に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

(土地または家屋を現に所有している者の申告)

第 54 条 第 41 条第 2 項後段の規定の適用を受けることとなる所有者 (第 57 条の 3 の規定により申告すべき者を除く。) は、その事実発生の日から 30 日以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(固定資産の申告)

第 56 条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者 (法第 38 条第 1 項の規定に より
よって 神奈川県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。 第 41 条第 9 項及び第 10 項
第 41 条第 8 項及び第 9 項 場合にあっては、これらの規定に より
よって 所有者とみなされる者とする。) は、毎年 1 月 1 日現在におけるその償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及びその償却資産の価格の決定に必要な事項を、1 月 31 日までに市長に申告しなければならない。

第 57 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 現所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人の住所及び氏名
- (3) 固定資産の種類及び所在地
- (4) その他市長が必要と認める事項

（固定資産税にかかる不申告に関する過料）

第 58 条 市長は、固定資産の所有者（第 41 条第 9 項及び第 10 項の第 41 条第 8 項及び第 9 項より所有者とみなされる者）より所有者の場合にあっては、これらの規定によって所有者とする。）が第 56 条若しくは第 57 条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく又は申告しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

（第 2 項省略）

（たばこ税の申告納付）

第 87 条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この項において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対す

るたばこ税額、法第 469 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに法第 477 条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、法第 473 条第 1 項後段の規定に基づく総務省令の定めるところにより、法第 469 条第 3 項に第 469 条第 2 項規定する書類及び法第 477 条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(第 2 項省略)

(都市計画税の納税義務者等)

第 130 条 (第 1 項省略)

2 前項の「価格」とは、その土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第 47 条の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、同条に定める額）をいい、前項の「所有者」とは、その土地又は家屋に係る固定資産税について第 41 条（第 3 項、第 9 項及び第 10 項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

(第 3 項省略)

附 則

(寄附金税額控除の特例の対象となる請求権の放棄)

第 7 条 法附則第 60 条第 3 項に規定する条例で定める
第 7 条及び第 8 条 削除
ものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための

国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）
第 5 条第 4 項に規定する指定行事の同条第 1 項に規定する中止
等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又
は一部の放棄の全てとする。

第 8 条 削除

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第 9 条 法附則第 15 条（第 2 項第 1 号及び第 5 号、第 8
項、第 19 項、第 30 項、第 34 項、第 38 項、第 39 項並びに第 41 項を
第 33 項、第 38 項、第 44 項、第 45 項並びに第 47 項
除く。以下この項において同じ。）、第 15 条の 2、第 15 条の 3
、第 61 条第 1 項又は第 62 条
3
固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第 45 条から第 47 条ま
で又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第
15 条から第 15 条の 3 まで、第 61 条第 1 項又は第 62 条の規定に規
定する額とする。

（第 2 項省略）

3 法附則第 15 条第 2 項に規定する償却資産（同項第 2 号に掲げ
るものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第
46 条又は第 47 条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定
資産税の課税標準となるべき価格に 2 分の 1 を乗じて得た額と
する。

3
4 法附則第 15 条第 2 項に規定する償却資産（同項第 5 号に掲げ
同項第 6 号
るものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第
46 条又は第 47 条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定
資産税の課税標準となるべき価格に 4 分の 3 を乗じて得た額と
する。

- $\frac{4}{5}$ (本文省略)
- $\frac{5}{6}$ (本文省略)
- $\frac{6}{7}$ 法 附則第 15 条第 30 項
附則第 15 条第 33 項 に規定する設備（同項第 1 号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 46 条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に 2 分の 1（当該設備が法第 389 条の規定の適用を受ける場合にあっては、3 分の 2）を乗じて得た額とする。
- $\frac{7}{8}$ 法 附則第 15 条第 30 項
附則第 15 条第 33 項 に規定する設備（同項第 2 号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 46 条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に 12 分の 7（当該設備が法第 389 条の規定の適用を受ける場合にあっては、4 分の 3）を乗じて得た額とする。
- $\frac{8}{9}$ 法 附則第 15 条第 30 項
附則第 15 条第 33 項 に規定する設備（同項第 3 号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 46 条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に 3 分の 1（当該設備が法第 389 条の規定の適用を受ける場合にあっては、2 分の 1）を乗じて得た額とする。
- $\frac{9}{10}$ 法 附則第 15 条第 34 項
附則第 15 条第 38 項 に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第 46 条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。
- $\frac{10}{11}$ 法 附則第 15 条第 38 項
附則第 15 条第 44 項 に規定する固定資産に対して課する固定

資産税又は都市計画税の課税標準は、第 45 条、第 46 条又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 15 条第 38 項
附則第 15 条第 44 項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 3 分の 1（当該固定資産が法第 389 条の規定の適用を受ける場合にあっては、2 分の 1）を乗じて得た額とする。

11 法附則第 15 条第 39 項
12 附則第 15 条第 45 項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第 45 条又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 15 条第 39 項
附則第 15 条第 45 項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

12 法附則第 15 条第 41 項
13 附則第 15 条第 47 項に規定する条例で定める割合は、零とする。

13 法附則第 62 条に規定する条例で定める割合は、零とする。

（長期譲渡所得に係る個人の市民税に関する特例）

第 12 条 （第 1 項省略）

2 昭和 63 年度から 令和 5 年度
平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、前項に規定する譲渡所得のうち、租税特別措置法第 31 条の 2 第 1 項の規定の適用がある譲渡所得に係る個人の市民税については、法附則第 34 条の 2 の規定を適用する。

（新築認定長期優良住宅に対して課する都市計画税の減額）
（新築認定長期優良住宅に対して課する都市計画税の減額）
第 13 条の 3 の 3 法附則第 15 条の 7 の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）の施行の日から
令和 4 年 3 月 31 日までの間に新築された同条第 1 項に規定する

認定長期優良住宅である住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。次条、附則第13条の7第1項及び附則第13条の8第1項において同じ。）で法附則第15条の7第1項の規定に基づく政令で定めるものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この条及び附則第15条の9の2」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「次項又は次条」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する次項」と、「この項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第2項中「次条第1項、第3項又は第4項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅」とあるのは「当該住宅」と、「住宅にあってはこの項」とあるのは「住宅にあっては条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「）にあってはこの項」とあるのは「）にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において

読み替えて準用する第 1 項」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条中「同項又は同条第 2 項」とあるのは「次条第 1 項において読み替えて準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項」と読み替えるものとする。

(新築された省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税の減額)

- 第 13 条の 3 の 4 平成 28 年 1 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に新築された住宅 (法附則第 15 条の 6 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第 13 条の 7 第 1 項及び附則第 13 条の 8 第 1 項において同じ。) のうち、評価方法基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1347 号) 第 5 の 5 の 5 - 1 (3) の等級 4 又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの (以下この条において「省エネルギー対策住宅」という。) で法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条第 1 項において読み替えて 準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から 3 年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額 (区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に

係る税額として各区分所有者ごとに法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の 2 分の 1 に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

- 2 平成 28 年 1 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に新築された省エネルギー対策住宅のうち中高層耐火建築物（法附則第 15 条の 6 第 2 項に規定する中高層耐火建築物をいう。）である住宅で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条第 1 項において読み替えて 前条において 準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から 5 年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第 15 条の 6 第 2 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規

定の適用を受ける部分に係る税額として同条第 2 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。) の 2 分の 1 に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第 13 条の 7 法附則第 15 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定は、昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち平成 24 年 1 月 2 日から 令和 4 年 3 月 31 日 平成 32 年 3 月 31 日 までの間に耐震改修 (同条第 1 項に規定する耐震改修をいう。) が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第 1 項中「この条から附則第 15 条の 10 まで」とあるのは「横浜市市税条例 (以下「条例」という。) 附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準 (同条第 1 項において「耐震基準」という。)」とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用するこの項から」と、「次条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する次条第 1 項」と、「平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日 (当該耐震改修が完了した日が 1 月 1 日である場合には、同日。以下この項において同じ。) を賦課期日とする年度から 3 年度分、当該耐震改修が平成 22 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成 24 年 1 月 2 日か

ら同年12月31日までの間に完了した場合には平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。）にあってはこの項の」とあるのは「限る。）にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

（第2項省略）

（熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額）

第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、特定居住用部分（同条第4項に規定する特定居住用部分をいう。）において

平成 24 年 1 月 2 日から 令和 4 年 3 月 31 日 / 平成 32 年 3 月 31 日 までの間に熱損失防止改修工事（同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第 9 項中「この項から第 11 項まで及び次条第 4 項から第 6 項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項から第 11 項まで」と、「この項、」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用するこの項、」と、「第 1 項又は次条第 1 項若しくは第 4 項」とあるのは「条例附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用する第 1 項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する次項」と、「第 4 項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第 10 項中「この条」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの条」と、「第 1 項又は次条第 1 項若しくは第 5 項」とあるのは「条例附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用する第 1 項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「第 352 条第 1 項又は第 2 項」とあり、及び「同条第 1 項又は第 2 項」とあるの

は「第 702 条の 8 第 1 項においてその例によるものとされる第 352 条第 1 項又は第 2 項」と、「第 5 項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第 11 項中「前 2 項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用する前 2 項」と、同条第 12 項中「前項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「第 9 項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する第 9 項」と読み替えるものとする。

(第 2 項省略)

(特定耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第 13 条の 8 の 2 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項から第 3 項までの規定は、昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、平成 29 年 4 月 1 日から $\frac{\text{令和 4 年 3 月 31 日}}{\text{平成 32 年 3 月 31 日}}$ までの間に特定耐震基準適合住宅（同条第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この項から第 5 項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第 13 条の 8 の 2 第 1 項において読み替えて準用するこの項から第 3 項まで」と、「この項から第 3 項まで」とあるのは「同条第 1 項にお

いて読み替えて準用するこの項から第 3 項まで」と、「既にこの項」とあるのは「既に同条第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「以下この項において」とあるのは「以下同条第 1 項において読み替えて準用するこの項において」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては同条第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、同条第 2 項中「前項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 の 2 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する前項」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 の 2 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「第 1 項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する第 1 項」と読み替えるものとする。

(第 2 項省略)

(特定熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第 13 条の 8 の 3 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項から第 7 項までの規定は、平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、平成 29 年 4 月 1 日から $\frac{\text{令和 4 年 3 月 31 日}}{\text{平成 32 年 3 月 31 日}}$ までの間に特定熱損失防止改修住宅（同条第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅をいう。）又は特定熱損失防止改修住宅専有部分（同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第 4 項中「この条」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第 13 条の 8 の 3 第 1 項において読

み替えて準用するこの条」と、「第 1 項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 の 2 第 1 項において読み替えて準用する第 1 項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第 13 条の 8 の 3 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する次項」と、「あつては、この項」とあるのは「あつては、同条第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、同条第 5 項中「この条」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 の 3 第 1 項において読み替えて準用するこの条」と、「第 1 項の」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 の 2 第 1 項において読み替えて準用する第 1 項の」と、「この項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 の 3 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「第 352 条第 1 項又は第 2 項」とあり、「同条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 702 条の 8 第 1 項においてその例によるものとされる第 352 条第 1 項又は第 2 項」と、同条第 6 項中「前 2 項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 の 3 第 1 項において読み替えて準用する前 2 項」と、同条第 7 項中「前項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 の 3 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「第 4 項又は第 5 項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する第 4 項又は第 5 項」と読み替えるものとする。

(第 2 項省略)

(耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額)

第 13 条の 9 法附則第 15 条の 10 の規定は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条に規定する要

安全確認計画記載建築物又は同法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第 7 条又は同項の規定による報告があったものに限り、同法第 8 条第 1 項（同法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第 12 条第 2 項（同法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となったものを除く。）のうち平成 26 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日 平成 32 年 3 月 31 日 までの間に法附則第 15 条の 10 第 1 項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものを受けて法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震改修が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、法附則第 15 条の 10 第 1 項中「受けて耐震改修」とあるのは「受けて耐震改修（法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震改修をいう。以下横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第 13 条の 9 第 1 項において読み替えて準用するこの項及び次項において同じ。）」と、「耐震基準に」とあるのは「法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準に」と、「この条」とあるのは「条例附則第 13 条の 9 第 1 項において読み替えて準用するこの条」と、「係る耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「係る耐震基準適合家屋にあっては同項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「の耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「の耐震基準適合家屋にあっては同条第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、同条第 2 項

中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第 13 条の 9 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第 2 項において読み替えて準用する条例附則第 13 条の 6 の 4 に」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「条例附則第 13 条の 9 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「第 1 項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する第 1 項」と読み替えるものとする。

(第 2 項省略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 16 条の 6 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 72 条の 3 第 2 号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日 までの間に 令和 2 年 9 月 30 日 行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

第 2 条関係

(法人の市民税の申告納付)

第 33 条の 6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項 の 第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項 規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項 の 第 4 項、第 19 項及び第 23 項 の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項 の申告納付にあつては遅滞なく、提出し、及びその申告した税額又は同条第 1 項後段及び 第 2 項後段 第 3 項

の規定に~~より~~よって提出があったものとみなされる申告書に係る税額を納付しなければならない。

2 前項の規定に~~より~~よって申告書を提出すべき法人は、その申告書（法第 321 条の 8 第 1 項後段及び~~第 2 項後段~~第 3 項の規定により提出があったものとみなされる申告書並びに~~同条第 34 項~~同条第 22 項に規定する申告書を除く。）の提出期限後においても、法第 321 条の 11 第 4 項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定に~~より~~よって申告書を提出し、及びその申告した市民税額を納付することができる。

3 法人税法第 71 条第 1 項若しくは第 144 条の 3 第 1 項の規定に~~より~~よって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第 321 条の 8 第 2 項の規定に~~より~~よって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又は~~その事業年度開始の日~~その連結事業年度開始から 6 月経過日（同項に規定する 6 月経過日をいう。以下この日から 6 月~~項において同じ。）の前日まで~~項において同じ。）の前日までの期間中において区内に寮等のみを有する場合には、第 1 項（同条第 1 項（法人税法第 71 条第 1 項又は第 144 条の 3 第 1 項に係る部分に限る。）及び第 2 項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は~~当該事業年度開始の日から 6 月経過日の~~当該連結事業年度開始の日から 6 月~~前日まで~~前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が各事業年度~~において租税特別措置法~~第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項~~第 66 条の 7 第 5 項及び第 10 項~~第 66 条の 7 第 5 項及び第 10 項の規定の適用を

- 受ける場合には、法 第 321 条の 8 第 36 項
第 321 条の 8 第 24 項 に規定するところによ
り、控除すべき額を同条第 1 項（同項に規定する予定申告法人
（以下この条において「予定申告法人」という。）に係るもの
を除く。）、第 34 項又は第 35 項
第 4 項、第 22 項又は第 23 項 の規定により申告納付
すべき法人税割額から控除するものとする。
- 5 内国法人が各事業年度 又は各連結事業年度 において租税特別
措置法 第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項
第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第
4 項及び第 10 項 の規定の適用を受ける場合には、法 第 321 条の
8 第 37 項
8 第 25 項 に規定するところにより、控除すべき額を同条第 1 項
（予定申告法人に係るものを除く。）、第 34 項又は第 35 項
第 4 項、第 22 項又は第
23 項 の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するもの
とする。
- 6 内国法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税
若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人
税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第 138 条第
1 項第 1 号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課さ
れるものに限る。）を課された場合においては、法 第 321 条の
第 321 条の
8 第 38 項
8 第 26 項 の規定により控除すべき額を同条第 1 項（予定申告法
人に係るものを除く。）、第 34 項又は第 35 項
第 4 項、第 22 項又は第 23 項 の規定に
より申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税
法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を
課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする
。
- 7 法 第 321 条の 8 第 52 項
第 321 条の 8 第 42 項 に規定する特定法人である内国法人は
、第 1 項及び第 2 項の規定により、これらの規定による申告書

(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の市民税の申告については、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、同条第 52 項
同条第 42 項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 9 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

- 8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、法第 321 条の 8 第 54 項
第 321 条の 8 第 44 項に規定する規定を適用する。

(第 9 項省略)

- 10 第 7 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 5 第 2 項の規定により同項
第 75 条の 4 第 2 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 7 項の内国法人が、同条第 1 項若しくは同法第 81 条の 24 の 3 第 1 項の承認を受け、又は法第 321 条の 8 第 56 項後段
321 条の 8 第 46 項後段に規定する総務省令で定める書類を、納

税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が法人税法 第 75 条の 5 第 1 項 第 75 条の 4 第 1 項 の規定により指定する期間（同条第 5 項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。） 又は同法第 81 条の 24 の 3 第 1 項の規 定により指定する期間（同条第 2 項において準用する同法第 75 条の 4 第 5 項の規定により当該期間として当該指定があったも のとみなされた期間を含む。） 内に行う第 7 項の申告についても、同様とする。

- 11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法 第 321 条の 8 第 57 項 第 321 条の 8 第 47 項 の規定に基づく総務省令で定める事項を記載した申請書に同項の規定に基づく総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前まで（前項に規定する理由が生じた日が同条第 1 項の規定による申告書（法人税法第 74 条第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は法 第 321 条の 8 第 31 項 若しくは第 35 項 第 321 条の 8 第 4 項、第 19 項若しくは第 23 項 の規定による申告書の提出期限の 15 日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。
- 12 第 10 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 7 項の申告につき第 10 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法 第 321 条の 8 第 63 項 第 321 条の 8 第 53 項 の規定に基づく総務省

令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第 10 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 61 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、321 条の 8 第 51 項は、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 10 項前段の期間内に行う第 7 項の申告については、第 10 項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

14 第 10 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 12 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項 第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項 (同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 10 項後段の期間内に行う第 7 項の申告については、第 10 項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

(固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第 9 条 法附則第 15 条 (第 2 項第 1 号及び第 5 号、第 8 項、第 19 項、第 30 項、第 34 項、第 38 項、第 39 項並びに第 41 項を除く。以下この項において同じ。)、第 15 条の 2、第 15 条の 3、第 63 条 第 61 条 第 1 項又は第 64 条 第 1 項又は第 62 条に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第 45 条から第 47 条まで又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで、第 63 条第 1 項又は第 64 条 第 61 条第 1 項又は第 62 条の規定に規定する額

とする。

(第 2 項から第 12 項まで省略)

- 13 法 附則第 64 条 に規定する条例で定める割合は、零とする。
 附則第 62 条

横浜みどり税条例（抜粋）

（上段 改正案）
 （下段 現 行）

（法人の市民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 平成 21 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度 若しくは各連結事業年度 又は各地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 312 条第 3 項第 3 号 に規定する期間（次項において「期間」という。）に係る法人の市民税の均等割の税率は、市税条例第 26 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額に、当該額に 100 分の 9 を乗じて得た額を加算した額とする。この場合における同条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「横浜みどり税条例第 3 条第 1 項」とする。

（第 2 項省略）

横浜州市税条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案）
 （下段 現 行）

第 34 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合に

は、その旨

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

- (4) 削除
第 1 条のうち条例第 34 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7
号の次に 1 号を加える改正規定及び附則第 4 項の規定 令和 3
年 1 月 1 日

(第 5 号、第 6 号及び第 2 項から第 10 項まで省略)